

「専利代理管理弁法」の改正に関する説明

2015年3月23日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利代理管理弁法」の改正に関する説明

一、改正背景

現行の「専利代理管理弁法」は2003年7月15日に施行されて以来、専利代理業に対する管理を強化し、専利代理人と専利代理機構の執業行為を規範化し、専利代理業の発展を促進し、委託者の合法的利益を守るために、積極的な役割を果たしてきた。

中国の改革が全面的に深化しつつある中、専利代理業の発展は新たな情勢に直面しており、専利代理管理においても新しいことが求められている。「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」、「市場公平競争促進、市場正常秩序維持に関する国務院の若干意見」と「登録資本登記制度改革方案」の要求を徹底するために、国家知識産権局は真剣な調査研究を経て、実践の経験をまとめた上で、「専利代理管理弁法改正案」（意見募集稿）（以下、「意見募集稿」という）を改正、起草した。

二、主要な改正内容

（一）専利代理機構設立に対する資金的要件を削除

「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」においては、「徐々に登録資本払込登記制を予定出資登記制に変更する。」と記載した。「登録資本登記制度改革方案」においては、「登録資本登記条件を緩和し、法律、行政法規及び国務院の決定に特定業界の最低登録資本額に関する定めがある場合を除き、最低登録資本という制限を無くし、会社登記に当たって、調査報告書を提出する必要はない。」と記載した。そのため、改正案は専利代理機構設立に対する資金的要件を削除した（第4条、第8条、第15条）。

（二）専利代理機構情報管理の改善

専利代理機構は設立時及び登録事項の変更を行う時に、それぞれ国家知識産権局と工商

行政管理部門で関連手続を行わなければならないことに鑑み、専利代理機構の設立と登録事項変更行為を規範化するために、意見募集稿においては、「専利代理機構の登録情報に変更が生じる場合、所定期限までに変更手続を行わなければならない。」と定めるとともに、「国家知識産権局における登記情報と工商行政管理部門における登記情報は一致しなければならない。」と明記した(第10条、第11条)。

(三) 専利代理業界に対する監督管理の強化

政府の市場監督管理機能を十分に果たし、専利代理業の自律、誠実な経営を促進するために、「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」、「市場公平競争促進、市場正常秩序維持に関する國務院の若干意見」と「企業情報公示暫定条例」の要求に基づき、意見募集稿は、「第4章 専利代理機構及び専利代理人の年度検査」を「第4章 専利代理の監督管理」に変え、専利代理機構の年度検査に関する規定を削除し、専利代理機構の年度報告書公示、専利代理機構異常経営名簿と重大違法専利代理機構名簿制度、並びに専利代理業に対する監督管理の更なる強化に関する規定を新規追加した。

意見募集稿は、国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の知識産権局の専利代理機構情報公示及び監督管理状況公示における役割を明記するとともに、「中華全国専利代理人協会は、協会定款の規定に従って専利代理人の執業活動を考課する。」と定めた(第31条)。

意見募集稿は、専利代理機構が年度報告書を提出する期日、報告内容及び情報の信憑性を保証する義務、国家知識産権局が年度報告書を公示する期日と内容を定めた(第32条、第33条、第34条)。年度報告書に見られる「情報が正確でない状況」について、訂正措置を定めた(第35条)。年度報告書に存在する虚偽の情報について、国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局の処理方式と期限を定めた(第36条)。

専利代理機構に「専利代理機構に執業許可証を取得又は年度報告書を提出した時に虚

偽の情報を提供した」等の法律法規違反行為があった場合、専利代理機構異常経営名簿の中に入れられ、国家知識産権局はそれを公示する(第37条)。また、意見募集稿は、重大違法専利代理機構名簿の中に入れられる事由及び専利代理機構異常経営名簿や重大違法専利代理機構名簿から削除される条件についても定めている(第38条)。

監督管理行為を規範化し、厳格に法による管理を行うために、意見募集稿は、国家知識産権局と省、自治区、直轄市知識産権局の役割分担、省、自治区、直轄市の知識産権局が検査に当たって守るべき原則、採るべき措置、具体的な検査方式、重点的な検査内容及び検査結果に対する処理方法を明記している(第39条、第40条、第41条)。検査の規範化、秩序化を確保するために、意見募集稿は、「省、自治区、直轄市の知識産権局は法により専利代理機構を監督、検査するに当たって、規定に従って必要な手続を履行しなければならない。専利代理機構は検査に協力しなければならない。」と明記している(第42条)。